

(公社) 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部 表彰規定

平成 25 年 5 月 25 日制定

1 趣旨

永年にわたり、建設荷役車両の検査・整備に尽力、若しくは検査・整備等に係る労働安全又は健康確保に顕著な功績があった者について支部長表彰を実施。

2 選考基準

下記の(1)の共通事項の項目に該当し、かつ(2)又は(3)のいずれかに該当すること(共通事項を含め関係事項のすべての事項に該当すること)。

(1) 共通事項

- ① 当支部会員で兵庫県内に所在する事業所に所属する従業員であること。但し経営者等役員、本部功績賞対象者は対象外とする。
- ② 当該年度を含む過去5年以内に、自らの責任による災害がないこと。
- ③ 勤務態度、勤務成績が良好で他の模範となっていること。

(2) 検査・整備関係

- ① フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両の特定自主検査資格を有し、特定自主検査・整備の直接業務に10年以上従事していること。
- ② 建荷協本部指定(厚生労働省通達)の「能力向上教育」を修了していること。
- ③ 検査・整備に尽力し堅調な功績、功労が認められること。

(3) 労働災害防止関係

- ① 労働安全又は健康確保の業務に10年以上従事していること。
- ② 検査・整備等に係る労働安全又は健康確保に尽力し顕著な功績、功労が認められること。

3 表彰数及び推薦対象者数

概ね10名程度とし、下記の事業所規模に応じて会員事業所より推薦を受けた者の中から選考する。

(会員事業所規模・推薦者数)

従業員50名以上	推薦者数	2名まで
従業員50名未満	推薦者数	1名まで

4 表彰の時期

支部の定時総会で、支部長が表彰する。

5 表彰方法

受賞者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

6 選考手続き

原則として、別途定める功績表彰等対象者推薦書により、毎年3月末日までに、支部事務局に申請を行い年度初めに開催する支部理事会で承認を得る。

7 その他

本部表彰(技能賞等)の推薦に際し、本表彰受賞者の中から優先的に選考し本部推薦する。

附則 この規程の改正は、平成31年4月1日より改正する。